

社会福祉法人いいで福祉会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームひめさゆり荘の設置経営

地域密着型特別養護老人ホームひめさゆりの丘の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業（特別養護老人ホームひめさゆり荘）

(ロ) 認知症対応型共同生活介護事業（グループホームひめさゆり荘・グループホームひめさゆり荘2号館）

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人いいで福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の増進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を山形県西置賜郡飯豊町大字添川3，514番地82に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に「社会福祉法人いいで福祉会評議員選任・解任委員会」を置き、

評議員の選任及び解任は、「社会福祉法人いいで福祉会評議員選任・解任委員会」において行う。

- 2 社会福祉法人いいで福祉会評議員選任・解任委員会は、外部委員3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。社会福祉法人いいで福祉会評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 社会福祉法人いいで福祉会評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の終了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、一人当たり年額3万円以下の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、随時必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録については、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長とする。

(役員の選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 前項の次期役員となるべき者の選任にあたっては、社会福祉法人いいで福祉会評議員選任・解任委員会の意見を聴くものとする。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行し副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等に関する規則により報酬等として支給することができる。

(職 員)

第 22 条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る、）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長（理事長欠席の場合は理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 山形県西置賜郡飯豊町大字添川字金山沢3, 5 1 4 番地8 2所在の宅地
(1 4, 0 6 7. 8 7平方メートル)
- (2) 山形県西置賜郡飯豊町大字添川字金山沢3, 5 1 4 番地8 2所在の家屋番

号3, 514-82

- ① 特別養護老人ホーム、鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 1棟
(3, 727.46平方メートル)
- ② グループホームひめさゆり荘、木造亜鉛メッキ、鋼板葺平屋建 1棟
(340.69平方メートル)
- ③ 地域密着型特別養護老人ホーム、鉄骨造+木造平屋建 1棟
(1, 196.90平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第31条 この法人は特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、各会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事総数の3分の2以上の同意決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解 散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

第 39 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第 45 条の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

（公告の方法）

第 40 条 この法人の公告は、社会福祉法人いいで福祉会の掲示場に掲示するとともに、広報に掲載して行う。

（相談役）

第 41 条 この法人に相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 相談役は、この法人の運営について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

（施行細則）

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事	須貝十二郎	理事	寺 嶋 清 助	監事	佃 栄三郎
〃	梅 津 昌 平	〃	志 田 幸 作	〃	遠 藤 俊 雄
〃	横 山 賢 治	〃	江 袋 い く		
〃	来 次 栄 次	〃	樋 口 哲 郎		
〃	伊 藤 悟	〃	菅 昌 二		

附 則

この定款の一部変更については、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

一部改正（平成 3 年 6 月 1 4 日議第 3 1 号）

附 則

この定款の一部変更については、山形県知事の認可の日から施行する。

一部改正（平成 4 年 1 月 2 4 日議第 4 9 号）

附 則

この定款の一部変更については、山形県知事の認可の日から施行する。

一部改正（平成5年12月10日議第28号）

附 則

この定款の一部変更については、山形県知事の認可の日から施行する。

一部改正（平成7年8月25日議第42号）

附 則

この定款の一部変更については、山形県知事の認可の日から施行する。

一部改正（平成10年1月28日議第34号）

附 則

この定款の一部変更については、山形県知事の認可の日から施行する。

一部改正（平成12年9月29日議第1号）

附 則

この定款の一部変更については、山形県知事の認可の日から施行する。

一部改正（平成13年9月26日議第11号）

附 則

この定款の一部変更については、山形県知事の認可の日から施行する。

一部改正（平成16年5月25日議第17号）

附 則

この定款の一部変更については、山形県知事の認可の日から施行する。

一部改正（平成17年5月26日議第10号）

附 則

この定款の一部変更については、在宅介護支援センターひめさゆり荘の設置経営の削除については、平成18年4月1日から施行し、グループホームひめさゆり荘2号館事業の開始に係る変更は平成19年4月1日より施行する。

一部改正（平成19年3月23日議第15号）

附 則

この定款の一部変更については、山形県知事の認可の日から施行する。

一部改正（平成22年8月19日議第3号）

附 則

この定款の一部変更については、山形県知事の認可の日から施行する。

一部改正（平成23年9月16日議第25号）

附 則

この定款の一部変更については、平成25年3月25日から施行する。

一部改正（平成 25 年 3 月 25 日議第 16 号）

附 則

この定款の一部変更については、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正（平成 27 年 3 月 28 日 議第 8 号）

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正（令和 7 年 5 月 28 日・令和 7 年 6 月 18 日 議第 45 号）